## 意見書案第7号

## 北海道農業の発展に必要な生産基盤整備等の 農業政策の確立について

別紙のとおり意見書案を提出する。

平成22年6月25日提出

| 提出者議員 | 村 | 木 |   | 中 |
|-------|---|---|---|---|
| 賛成者議員 | 谷 | 口 | 洋 | _ |
| "     | 伊 | 澤 | 幸 | 信 |
| "     | 武 | 田 | 明 | 夫 |
| "     | 増 | 山 | 宣 | 之 |
| "     | 石 | 黒 | 武 | 美 |
| "     | 仁 | 志 | 紘 | _ |
| JJ    | 橋 | 本 | 順 | _ |

## 北海道農業の発展に必要な生産基盤整備等の 農業政策の確立を求める意見書

我が国の農業をめぐる情勢はWTOや日豪EPAなど国際農業交渉が進む中で担い手の減少や高齢化の進行など厳しさを増しており、加えて、農産物価格の下落による所得の減少や生産資材価格の高騰など農業者の努力だけでは解決できない課題に直面している。

こうした中、国においては、平成22年度における農業生産基盤整備事業等の予算額を交付金化の方向を取り入れながらも大幅に削減しており、昨年の冷湿害を受け、新規地区として基盤整備事業を計画していた地域の農業者からは営農計画に支障が出るのではなど不安の声が上がっているとともに、農産物の高付加価値化に対応した生産・流通システムに係る施設整備を計画していた地域では、計画的な作付拡大も含め、多くの課題に直面している。

北海道の農業・農村は、これまで意欲ある専業的な担い手の育成を初め、 農地・水等の資源の保全や農産物の効率的・安定的な供給に必要な生産・流 通システムの整備、さらには産地形成や付加価値向上に積極的に取り組んで きたところであり、この結果、規模の大きな土地利用型の農業が展開されて おり、今後とも我が国の食料生産基地としての責任を果たすためには、農 業・農村地域に対する前向きな投資が継続的に必要であり、生産性の向上は もとより、産地の販売力強化、流通の効率化、高度化など持続的な農業政策 の確立が重要である。

よって、国においては、本道農業・農村の担い手が将来にわたり意欲と希望を持って営農ができるとともに、地域の個性を生かした多様な農業を展開できる実行性のある施策が実現されるよう、更には、地方の意見を的確に反映させ、将来にわたって国民に安全・安心な農産物を提供し、豊かな食生活を支えていくために必要な政策を拡充するよう、次の事項について求める。

記

- 1 食料供給力の確保を図るためには、農地や農業水利施設の持つ機能を適 正に発揮させる暗渠排永、区画整理、土層改良、用排水施設及び草地基盤 の整備を継続的に実施することが不可欠であることから、地域において計 画されていた事業が実施できるよう、農業農村整備事業の必要な予算の確 保を図ること。
- 2 生産基盤整備の効果的・効率的な促進を図るため、事業制度の弾力的な 運用などによるコストの削減や地域の創意工夫を生かした柔軟な整備が可 能となるような制度の見直しを検討するとともに、地域負担の軽減につい て配慮すること。
- 3 食料自給率を50%に向上させることを目指し、食料・農業・農村基本計画の見直しを行い、消費者・実需者のニーズに対応した農産物の効率的・安定的な生産・流通システムを確立するため、生産・流通の合理化、高付加価値化、環境対策など地域が計画していた施設整備のための必要な予算の確保を図ること。

- 4 北海道農業の中心となる生産性の高い担い手農家の育成・確保や集落営農を推進するとともに、農地集積の加速化、農家所得の向上に配慮し、農業者による加工・販売の取り組みや異業種との連携などを通じ農村の6次産業化を推進すること。
- 5 米戸別所得補償モデル事業では、消費拡大などの出口対策を講ずるとと もに、戸別所得補償制度の本格導入に当たっては、課題を十分に検証する とともに十分な財源を確保すること。
- 6 全国で多様な農業が展開されていることから、水田利活用自給力向上事業では、全国一律単価ではなく地域主権の理念に沿った地域の話し合いで決める方式を基本とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月 日

岩見沢市議会

## 提出先

電力 衆議院議長 参議院議長 内閣務大臣 財務大産大臣 大産大臣 大選大臣 内閣官房長官 国家戦略担当大臣